

2020年2月28日

各位

株式会社 三井住友銀行

「ジェイデビットカード取引規定」改定のお知らせ

弊行は、2020年4月の民法改正に対応し、「ジェイデビットカード取引規定」を改定いたします。

記

1. 変更の対象となる商品名称

ジェイデビットカード

2. 変更効力発生日

2020年4月1日

3. 取引規定変更を行う理由

2020年4月の民法改正に対応するため

4. 変更の内容

変更前	変更後
<p data-bbox="229 322 660 353">3【デビットカード取引契約等】</p> <p data-bbox="229 371 783 734">(1)前記2(1)により暗証番号が入力された時に、加盟店との間で売買取引債務を預金口座から引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して、売買取引債務担当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとします。</p> <p data-bbox="229 801 783 1021">ただし、暗証番号の入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときはデビットカード取引契約は成立せず、当行への預金引落しの指図ならびに弁済の委託はなかったものとします。</p> <p data-bbox="229 1088 783 1263">(2)前記(1)により、当行への預金引落しの指図がなされた場合には、当行は払戻請求書および通帳の提出なしに預金口座より売買取引債務相当額の預金を引落します。</p>	<p data-bbox="810 322 1241 353">3【デビットカード取引契約等】</p> <p data-bbox="810 371 1364 640">(1)前記2(1)により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立するものとします。</p> <p data-bbox="810 707 1364 837">(2)前記(1)によりデビットカード取引契約が成立したときは、次の行為がなされたものとみなします。</p> <p data-bbox="810 904 1364 1124">当行に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。</p> <p data-bbox="810 1191 1364 1456">加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者(以下「譲受人」と総称します。)に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当行は、当該意思表示を、譲受人に代わって受領します。</p> <p data-bbox="810 1523 1364 1935">(3)前記(2)の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>